

⑥ 個人住民税の普通徴収への切替理由書（仕切紙）

普通徴収として取り扱うべき給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。

略号	切替理由 (下記5項目以外の理由は特別徴収となります)	人数
a	退職者または給与支払報告書を提出した年の 5月31日までの退職予定者	人
b	給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者 (給与収入が93万円以下)	人
c	給与の支払期間が不定期 (例：給与の支払が毎月ではない)	人
d	他から支給される給与から個人住民税が特別徴収され ている者（乙欄該当者）	人
e	専従者給与を支給されている者 (個人事業主のみ該当)	人
普通徴収 合計人数 (総括表の普通徴収欄の人数と一致します。)		人

《重要》

- ① 普通徴収とする場合は、個別明細書の摘要欄に必ず略号（a・b等）を記入してください。
ただし、a（退職者・退職予定者）ならびにd（乙欄該当者）は所定の欄にその旨の記入があれば省略可です。
なお、記入がない場合、特別徴収での取り扱いとなりますので、ご了承ください。
- ② 切替理由書（仕切紙）がない場合は、全従業員が特別徴収の対象となります。

《留意点》

- ① この切替理由書は、普通徴収対象者の給与支払報告書（個人別明細書）の上につけて提出してください。（特別徴収のみの場合は不要）
- ② 総括表の普通徴収欄の人数と切替理由書の合計人数が一致すること、および個人別明細書の摘要欄に略号の記入があることを必ずご確認ください。
- ③ aからe以外の切替理由は認められません。